

令和8年度東近江市庁舎漏水調査業務仕様書

1 適用範囲

本業務は、この仕様書によるものとする。

2 業務の位置（調査予定区域）

滋賀県東近江市八日市緑町1-1-24 東近江市庁舎建物及び敷地内

調査予定区域内の水道の配管図は、別添図面のとおりである。

なお、数量及び調査項目の変更対象はないものとする。

3 漏水確認調査

①現場下見

漏水調査に先立ち、調査予定区域内の施設状況を把握し、現地と図面を照合し、現地の管路、弁栓類の位置確認を行う。

②事前調査（音聴調査）

調査区域内のすべての給水管、止水栓等を音聴棒等を用いて音聴し漏水音（漏水疑似音）を発見する。

③漏水確認調査

事前調査（音聴調査）による漏水音（漏水疑似音）箇所を、探査ガス注入式漏水探知装置及び音波式漏水探知装置を用いて再調査し、漏水箇所を確定する。すべての漏水箇所を確定した後、発注担当職員に通知し、現地で立会いを行うものとする。

④ボーリング等

漏水探知装置を用いて漏水位置の確定が困難な場合、発注担当職員と協議の上、電気ドリル、ボーリングバー等でボーリング、掘削等を行うものとする。ボーリング等は受注者の負担で行い、埋設物に損傷を与えないよう行うものとする。万一損傷を与えた場合は、受注者の責任及び負担により復旧しなければならない。

⑤漏水位置のマーキング

漏水確認調査完了後、漏水位置が確定された場合は、その地点が分かるように白色スプレー等でマーキングすること。分岐位置を明記する場合は「凸」とマーキングする。建物、施設等にマーキングする場合、発注者と協議しシール等を用いて明示する。

⑥漏水調査票の作成

漏水位置が確定した場合、漏水調査票を作成し図面にも漏水箇所を明示する。

⑦マーキング位置と漏水位置の相違

マーキング位置が漏水位置と著しく異なることとなった場合、受注者は漏水の修繕に伴う過大掘削等の工事費用を負担しなければならない。この場合、費用については双方協議の上決定する。なお、許容範囲は原則マーキング位置から半径50cm以内とする。

4 調査時間等

調査は、平日9時～17時までの間に行うものとする。

5 漏水調査票及び漏水調査報告書等

受注者は、漏水調査業務が完了したときは、漏水調査結果を分析し、業務報告書を作成し、完了届

を添付し発注担当職員に提出する。

業務報告書は、発注担当職員と協議し作成するものとし、以下の項目を記載するものとする。

- ①業務報告書
- ②調査状況写真
- ③調査結果
- ④図面（漏水箇所位置）

6 電気・水道

本業務に必要な電力および水道については、発注者の施設設備を使用し、その費用は発注者の負担とする。ただし、使用にあたっては節度ある利用に努めるものとする。

7 環境配慮のチェック・要件化

受注者は、物品・役務の提供にあたり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

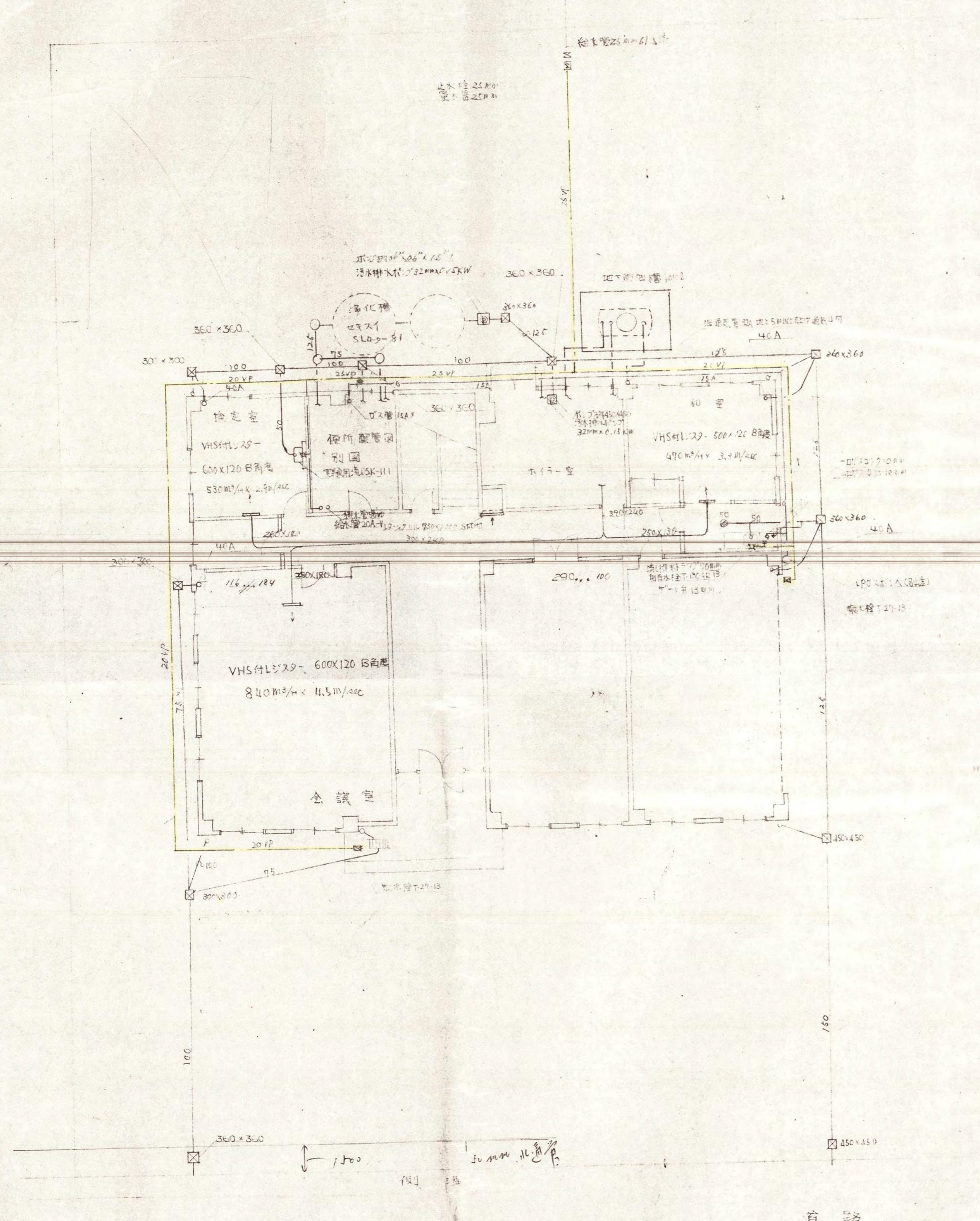
- ① みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。
- ② エネルギー削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記憶・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
- ③ 物品調達にあたっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。

8 その他

- ①調査の時期は、令和8年7月6日（月）～7月24日（金）の間に実施するものとする。

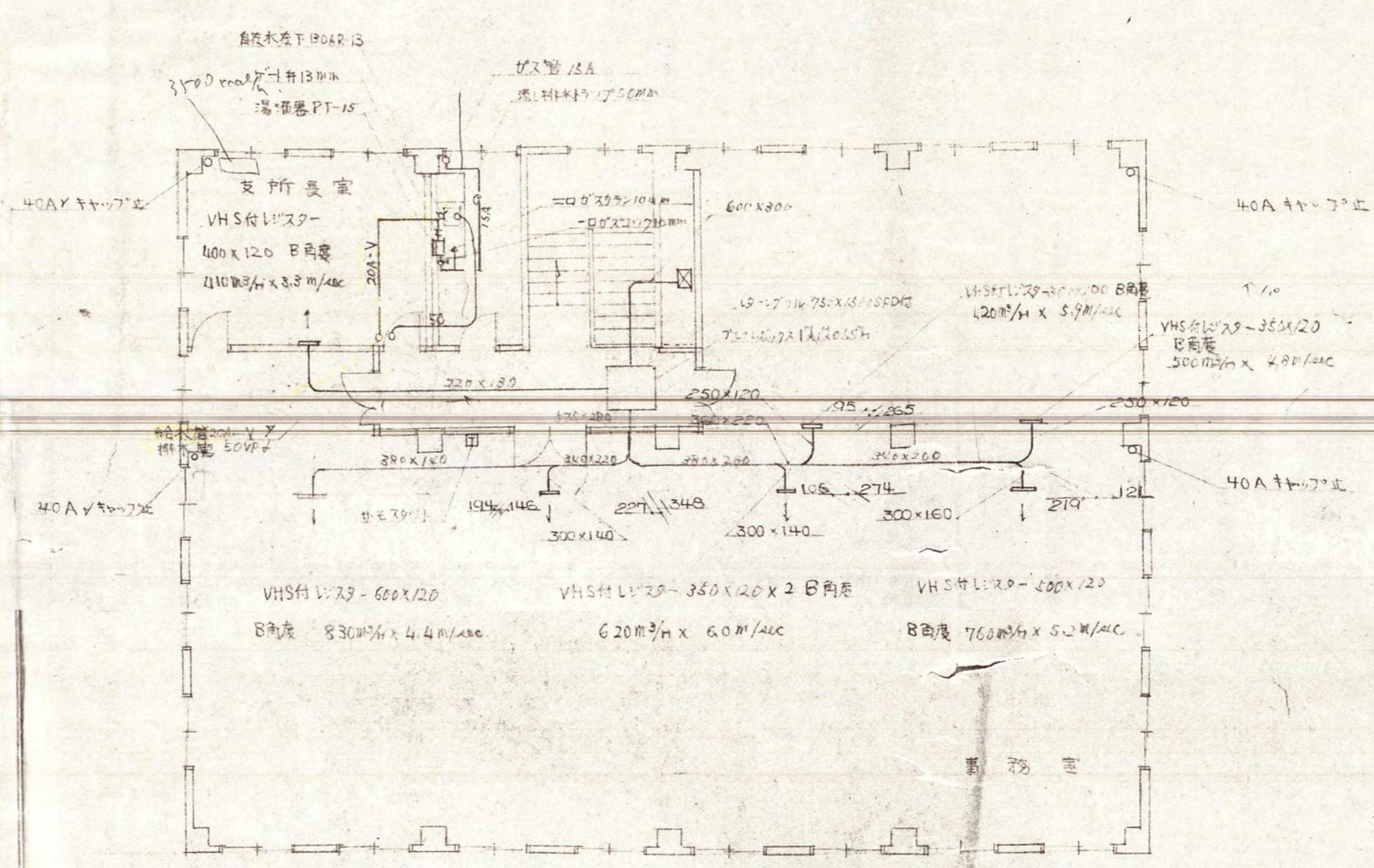
調査に必要な調査機器等は、受注者が準備するものとし、調査機器の写真を添付するものとする。

- ②受注者は、調査予定日を発注担当職員へ事前連絡するものとする。
- ③受注者は、漏水箇所を一般的な修復とした修繕費の参考見積書を作成するものとし調査報告書とは別綴じにて提出するものとする。
- ④受注者は、調査報告書提出後すみやかに発注者の定めた職員の検査確認を受けるものとする。
- ⑤受注者は、検査確認に合格した後適法な支払請求書の提出ができるものとする。
- ⑥受注者は、建物及び駐車場内の騒音発生等に対して配慮し、周辺住民等から本業務に係る騒音等について異議等が出された場合には適切に対処するものとする。
- ⑦受注者は、本業務により知り得た情報を守秘する義務を負う。
- ⑧その他本仕様書に明記されていない事項及び疑義等については、発注担当職員と協議するものとする。

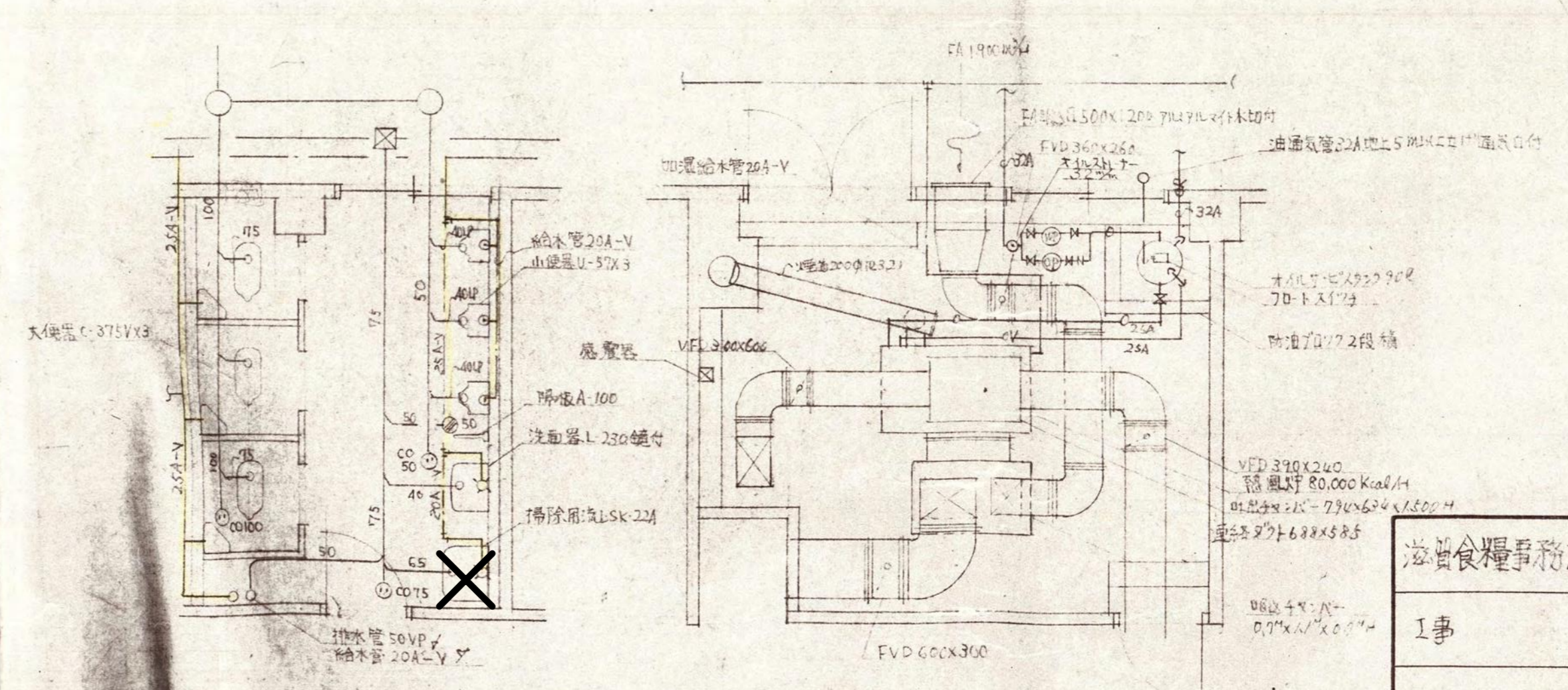


1階設備配置配管図 S=1/100

中川設備



2階設備配置配管図 S=1/100

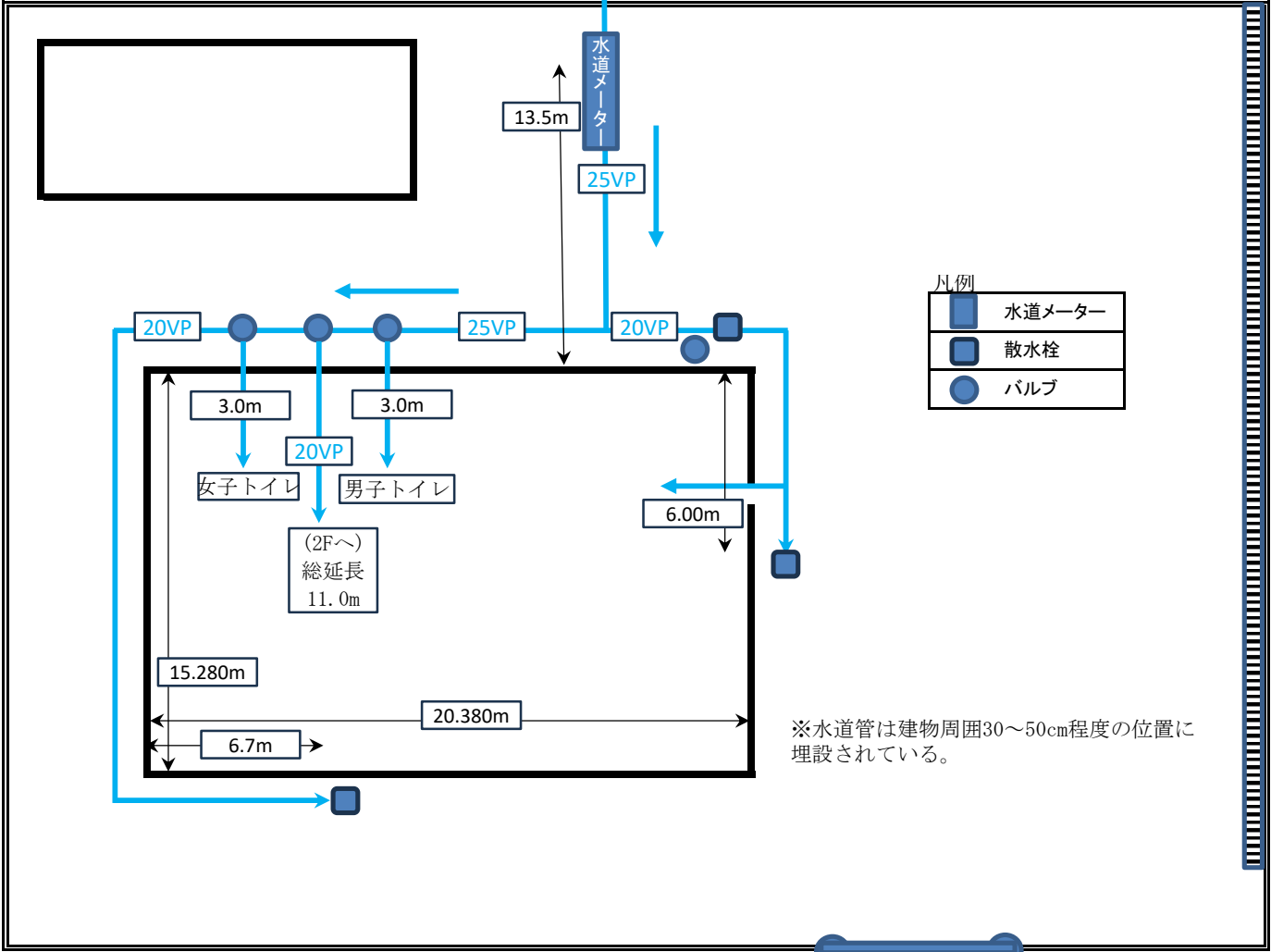


便所廻り配管詳細 S=1/50

本フロア配管図 S=1/50

滋賀食糧事務所八日市支所庁舎新築40地	
1事	縮尺 1/50, 1/100
昭和50年度 食糧庁 経理部	// 葉ノ内
昭和50年 月 経 理 課	No. 11

近畿農政局東近江市庁舎 上下水道埋設管路略図



凡例

	水道メーター
	散水栓
	バルブ

※水道管は建物周囲30～50cm程度の位置に埋設されている。